

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) HCアセットマネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 森本 紀行

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2021年11月末日現在)

資本金 2億1,280万円

発行可能株式総数 30,000株

発行済株式総数 9,004株

最近5年間における主な資本金の額の増減

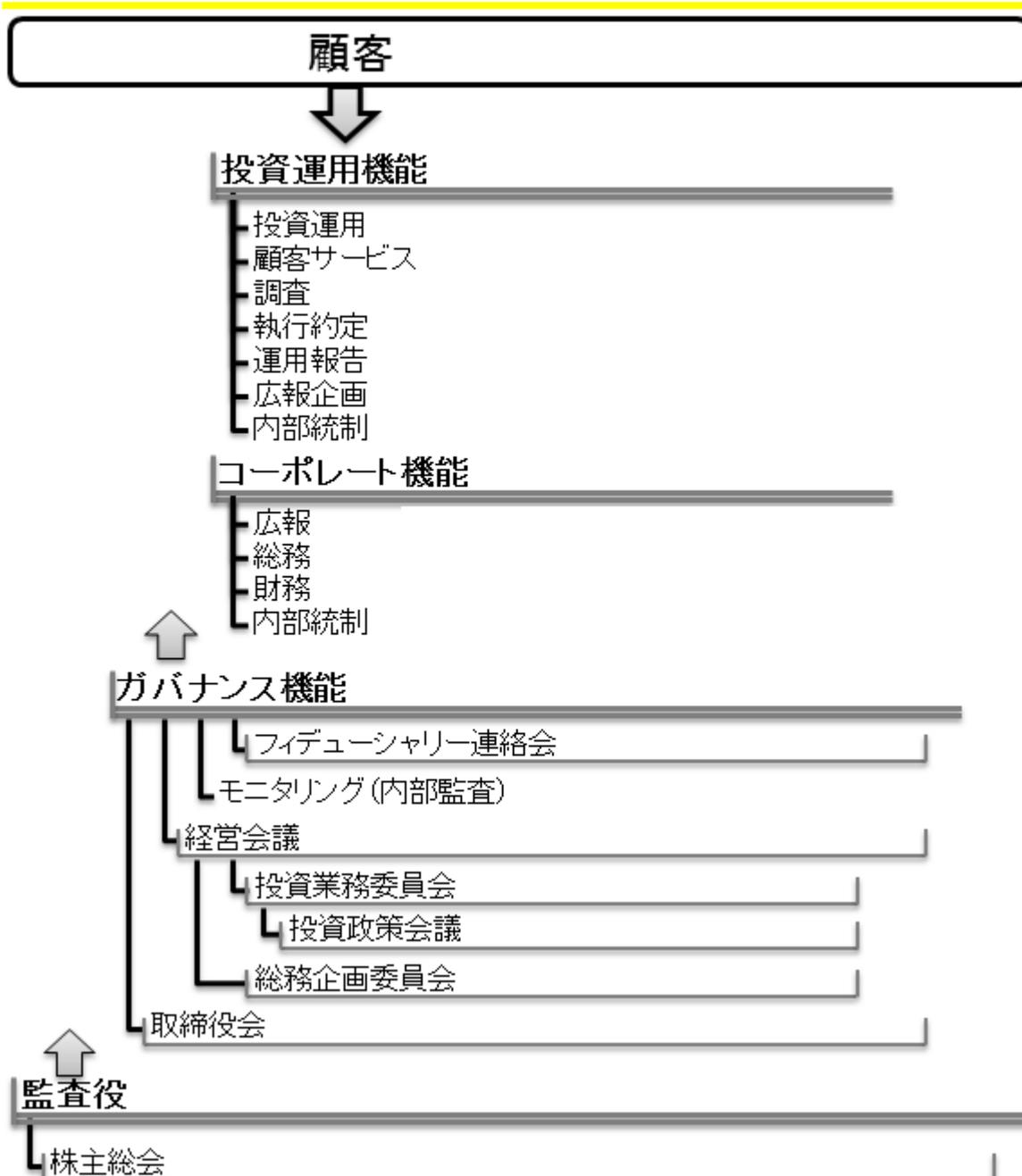
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構 (2021年11月末日現在)

① 組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程 (決裁権限例表)」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。

HCアセットマネジメント株式会社 組織・人員配置図



② 取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役2名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執

行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、また財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視・監督を行っています。

取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視・監督を行うため、法令諸規則に準拠していない業務執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

③ 各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

(1) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

(2) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを企画する業務、ウェブサイトを運営する業務、公募投信分別管理に関わる業務等を行います。

「業務分掌規程」において、業務内容および業務分掌を定めています。このうち、投資信託委託業務は投資運用機能の投資運用が担います。販売業務およびその関連業務のうち、ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務は顧客サービスが、顧客の本人確認を行う業務は投資運用機能の内部統制が、ウェブサイトを企画する業務は投資運用機能の広報企画が、ウェブサイトを運営する業務はコーポレート機能の広報が、公募投信分別管理に関わる業務はコーポレート機能の財務が担います。

| 業務機能 | | 業務内容および業務分掌 |
|--------|--------|---|
| 投資運用機能 | 投資運用 | ・ 投資運用業務 ・ 投資助言業務 ・ 投資信託委託業務 ・ 投資銀行業務 |
| | 顧客サービス | ・ 投資運用業の顧客に関わる業務 ・ ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）を行う業務 ・ 有価証券の私募を行う業務 ・ 有価証券等（みなし有価証券を含む）の私募の取扱いを行う業務 ・ 投資一任契約または投資助言契約締結の媒介・代理を行う業務 |

| | | |
|----------|------------------|--|
| | 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資機会の発掘を行う業務 ・運用のリスク分析を行う業務 |
| | 執行約定 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資運用における執行、約定を行う業務 |
| | 運用報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・運用成果と取引を報告する業務 |
| | 内部統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資成果の妥当性を検証するリスク管理業務 ・規程に沿った業務手続を検証する業務 ・法令遵守態勢を整備する業務 ・顧客の本人確認を行う業務 |
| | 広報企画 | <ul style="list-style-type: none"> ・HCブランド向上を企画する業務 ・ウェブサイト企画する業務 |
| コーポレート機能 | 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施に関わる業務 ・ウェブサイト運営する業務 |
| | 総務 | <ul style="list-style-type: none"> ・機関運営・経営管理に関わる業務 ・IT基盤に関わる業務 ・人事・採用・労務に関わる業務 ・総務一般に関わる業務 |
| | 財務 | <ul style="list-style-type: none"> ・資本政策、会計、経理、経営リスク管理、税務に関わる業務 ・自己資本規制比率に関わる業務 ・公募投信分別管理に関わる業務 |
| | 内部統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守態勢を整備する業務 |
| ガバナンス機能 | モニタリング (内部監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理態勢のモニタリングに関わる業務 ・法令等遵守態勢の統括に関わる業務 |

体制等は、2021年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2021年11月末現在、以下の通りです。

| 種類 | 本数 (本) | 純資産総額 (千円) |
|---------|-----------|---------------|
| 追加型投資信託 | 4 | 7,005,794 |
| 単位型投資信託 | — | — |
| 合計 | 4 | 7,005,794 |

3. 委託会社等の経理状況

財務諸表の作成方法について

委託会社である HC アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 19 期事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに第 20 期中間会計期間（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

| | 第18期 (2020年3月31日) | 第19期 (2021年3月31日) |
|------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 933,889 | 827,814 |
| 前払金 | 5,486 | 3,300 |
| 前払費用 | 18,008 | 16,971 |
| 未収委託者報酬 | 8,617 | 11,685 |
| 未収運用受託報酬 | 191,458 | 187,160 |
| その他 | 460 | 2,419 |
| 流動資産計 | 1,157,920 | 1,049,352 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 5,850 | 10,044 |
| 減価償却累計額 | △3,958 | △4,252 |
| 建物(純額) | 1,891 | 5,791 |
| 器具備品 | 107,509 | 126,029 |
| 減価償却累計額 | △75,599 | △88,308 |
| 器具備品(純額) | 31,910 | 37,720 |
| 有形固定資産計 | 33,802 | 43,512 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 21,699 | 17,211 |
| 商標権 | 441 | 394 |
| 無形固定資産計 | 22,141 | 17,605 |
| 投資その他の資産 | | |
| 保険積立金 | 821 | 1,643 |
| 長期差入保証金 | 44,611 | 43,411 |
| 投資者保護基金負担金 | 4,000 | 4,000 |
| 繰延税金資産 | — | 12,882 |
| その他 | 22 | 5 |
| 投資その他の資産計 | 49,455 | 61,942 |
| 固定資産計 | 105,399 | 123,060 |
| 資産合計 | 1,263,320 | 1,172,413 |

(単位：千円)

| | 第18期 (2020年3月31日) | 第19期 (2021年3月31日) |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 250,000 | — |
| 預り金 | 8,880 | 8,422 |
| 未払金 | 348 | 200 |
| 未払費用 | 31,008 | 47,943 |
| 未払消費税等 | 15,434 | 20,430 |
| 未払法人税等 | 24,999 | 4,342 |
| 流動負債計 | 330,671 | 81,339 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | — | 100,000 |
| 長期未払金 | 28,568 | 31,428 |
| 退職給付引当金 | 2,391 | 2,132 |
| 固定負債計 | 30,960 | 133,561 |
| 負債合計 | 361,632 | 214,900 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 212,800 | 212,800 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 50,000 | 50,000 |
| その他資本剰余金 | 373,250 | 373,250 |
| 資本剰余金計 | 423,250 | 423,250 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 14,652 | 14,652 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,089,620 | 1,145,445 |
| 利益剰余金計 | 1,104,272 | 1,160,097 |
| 自己株式 | △838,635 | △838,635 |
| 株主資本計 | 901,687 | 957,512 |
| 純資産合計 | 901,687 | 957,512 |
| 負債・純資産合計 | 1,263,320 | 1,172,413 |

(2) 損益計算書

(単位：千円)

| | 第18期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 第19期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 7,834 | 21,708 |
| 運用受託報酬 | 705,529 | 648,352 |
| 投資助言報酬 | 8,224 | — |
| その他 | 619 | 636 |
| 営業収益計 | 722,207 | 670,696 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 33,097 | 34,266 |
| 広告宣伝費 | 13,002 | 11,530 |
| 調査費 | 26,319 | 26,662 |
| 委託計算費 | 18,904 | 28,266 |
| 営業雑経費 | 6,959 | 6,105 |
| 通信費 | 803 | 1,211 |
| 印刷費 | 2,231 | 829 |
| 協会費 | 3,181 | 3,432 |
| 諸会費 | 512 | 419 |
| その他 | 230 | 213 |
| 営業費用計 | 98,282 | 106,832 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 267,523 | 275,158 |
| 役員報酬 | 43,800 | 41,100 |
| 給料・手当 | 206,668 | 218,165 |
| 賞与 | 17,055 | 15,892 |
| 法定福利費 | 33,399 | 34,048 |
| 福利厚生費 | 1,009 | 708 |
| 人材開発費 | 6,286 | 2,949 |
| 業務委託費 | 39,914 | 45,791 |
| 交際費 | 4,145 | 1,979 |
| 寄付金 | 2,450 | 30 |
| 旅費交通費 | 14,827 | 4,053 |
| 租税公課 | 8,169 | 7,033 |
| 不動産賃貸料 | 75,812 | 75,792 |

(単位：千円)

| | 第18期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 第19期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 退職金 | — | 375 |
| 退職給付費用 | 3,924 | 3,919 |
| 固定資産減価償却費 | 23,690 | 22,105 |
| 諸経費 | 22,144 | 19,205 |
| 一般管理費計 | 503,297 | 493,152 |
| 営業利益 | 120,627 | 70,711 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 貸貸収入 | 660 | 660 |
| 為替差益 | — | 1,021 |
| その他 | 811 | 0 |
| 営業外収益計 | 1,471 | 1,681 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 12,851 | 9,485 |
| 為替差損 | 220 | — |
| その他 | 94 | — |
| 営業外費用計 | 13,166 | 9,485 |
| 経常利益 | 108,933 | 62,907 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | — | ※ 277 |
| 特別損失計 | — | 277 |
| 税引前当期純利益 | 108,933 | 62,630 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 43,425 | 19,687 |
| 法人税等調整額 | 12,199 | △12,882 |
| 法人税等計 | 55,625 | 6,805 |
| 当期純利益 | 53,307 | 55,824 |

(3) 株主資本等変動計算書

第18期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------------|-------------|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,036,312 | 1,050,964 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 53,307 | 53,307 |
| 当期変動額合計 | | | | | | 53,307 | 53,307 |
| 当期末残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,089,620 | 1,104,272 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---------|-----------|---------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △ 838,635 | 848,379 | 848,379 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | 53,307 | 53,307 |
| 当期変動額合計 | | 53,307 | 53,307 |
| 当期末残高 | △ 838,635 | 901,687 | 901,687 |

第19期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------------|-------------|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,089,620 | 1,104,272 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 55,824 | 55,824 |
| 当期変動額合計 | | | | | | 55,824 | 55,824 |
| 当期末残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,145,445 | 1,160,097 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---------|-----------|---------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △ 838,635 | 901,687 | 901,687 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | 55,824 | 55,824 |
| 当期変動額合計 | | 55,824 | 55,824 |
| 当期末残高 | △ 838,635 | 957,512 | 957,512 |

【注記表】

(重要な会計方針)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は5年～15年であります。 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 |
| 2. 引当金の計上基準 | 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。 |

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 12,882千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米

国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

※ 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

| 項目 | 第18期 | 第19期 |
|------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
| 器具備品 | 一千円 | 277千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第18期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

①発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,004株 | — | — | 9,004株 |

②自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,319株 | — | — | 6,319株 |

③剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自2020年4月1日至2021年3月31日）

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,004株 | — | — | 9,004株 |

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,319株 | — | — | 6,319株 |

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当社は、資金運用については預金や投資信託の受益証券を含む金融商品や預金等に限定しております。資金調達については、原則として銀行その他の金融機関からの借入に限定しております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 信託財産が分別保管されている未収委託者報酬、未収運用受託報酬については、信託財産が分別保管されていることから信用リスクは限定的であると判断しております。 未収運用受託報酬の信用リスクは、債権管理事務要領に沿ってリスク低減を図っております。 長期借入金は金融機関（銀行等）から借入れております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 未収運用受託報酬に関しては、債権管理事務要領に従い、各取引先の担当者が相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 また、各取引先の担当者からの報告等に基づき財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。 |

II 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

第18期（2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金・預金 | 933,889 | 933,889 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 8,617 | 8,617 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 191,458 | 191,458 | — |
| 資産計 | 1,133,965 | 1,133,965 | — |
| (1) 一年内返済予定の長期借入金 | 250,000 | 250,000 | — |
| (2) 預り金 | 8,880 | 8,880 | — |
| (3) 未払金 | 348 | 348 | — |
| 負債計 | 259,228 | 259,228 | — |

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産の(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の(1)一年内返済予定の長期借入金は、変動金利であるため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、(2)預り金、(3)未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第19期（2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金・預金 | 827,814 | 827,814 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 11,685 | 11,685 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 187,160 | 187,160 | — |
| 資産計 | 1,026,661 | 1,026,661 | — |
| (1) 預り金 | 8,422 | 8,422 | — |
| (2) 未払金 | 200 | 200 | — |
| (3) 長期借入金 | 100,000 | 100,000 | — |
| 負債計 | 108,623 | 108,623 | — |

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産の(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の(1)預り金、(2)未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、(3)長期借入金は、変動金利であるため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| | 第18期 (2020年3月31日) | 第19期 (2021年3月31日) |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 長期差入保証金 (※1) | 44,611 | 43,411 |
| 長期未払金 (※2) | 28,568 | 31,428 |

(※1) 長期差入保証金は、事務所の退出時期が定かではなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(※2) 長期未払金は、主に退職給付にかかるものであり、従業員の退職時期が定かではなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期 (2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 933,889 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 8,617 | — | — | — |
| 未収運用受託報酬 | 191,458 | — | — | — |
| 資産計 | 1,133,965 | — | — | — |

第19期 (2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 827,814 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 11,685 | — | — | — |
| 未収運用受託報酬 | 187,160 | — | — | — |
| 資産計 | 1,026,661 | — | — | — |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

第18期 (2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 250,000 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 250,000 | — | — | — | — | — |

第19期 (2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | — | — | — | — | 100,000 | — |
| 合計 | — | — | — | — | 100,000 | — |

(退職給付関係)

第18期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,523 千円 |
| 退職給付費用 | 3,924 千円 |
| 退職給付の支払額 | △14 千円 |
| 長期未払金への振替額 | △3,041 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 2,391 千円 |

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------|----------|
| 退職給付債務 | 2,391 千円 |
| 退職給付引当金 | 2,391 千円 |

4. 退職給付費用

| | |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,924 千円 |
|----------------|----------|

第19期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|----------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 2,391 千円 |
| 退職給付費用 | 3,919 千円 |
| 退職給付の支払額 | △1,318 千円 |
| 長期未払金への振替額 | △2,859 千円 |
| <hr/> 退職給付引当金の期末残高 | <hr/> 2,132 千円 |

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|----------------|
| 退職給付債務 | 2,132 千円 |
| <hr/> 退職給付引当金 | <hr/> 2,132 千円 |

4. 退職給付費用

| | |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,919 千円 |
|----------------|----------|

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | 第18期 (2020年3月31日) | 第19期 (2021年3月31日) |
|------------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 1,792 千円 | 766 千円 |
| 退職給付引当金 | 9,480 | 10,276 |
| 差入保証金償却超過 | 2,572 | 2,939 |
| 減価償却超過額 | 2,096 | 1,612 |
| 保険積立金 | 3,141 | 3,141 |
| その他 | 2,273 | 1,713 |
| 繰延税金資産小計 | 21,356 | 20,449 |
| 評価性引当額 (注) | △21,356 | △7,567 |
| 繰延税金資産合計 | — | 12,882 |
| 繰延税金資産の純額 | — | 12,882 |

(注) 評価性引当額が13,789千円減少しております。この減少の主な内容は、退職給付引当金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第18期 (2020年3月31日) | 第19期 (2021年3月31日) |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.6 % | 30.6 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.6 | 1.3 |
| 住民税均等割 | 0.3 | 0.5 |
| 評価性引当額 | 14.8 | △22.0 |
| 留保金課税 | 3.4 | 3.3 |
| 税額控除 | — | △2.6 |
| その他 | 0.3 | △0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 51.1 | 10.9 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第18期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第19期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者に関する注記)

第18期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

第19期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第18期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 第19期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 335,824円 16銭 | 1株当たり純資産額 356,615円 50銭 |
| 1株当たり当期純利益 19,853円 97銭 | 1株当たり当期純利益 20,791円 34銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、 潜在株式が存在しないため記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、 潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第18期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 第19期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益 (千円) | 53,307 | 55,824 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株主に係る当期純利益 (千円) | 53,307 | 55,824 |
| 期中平均株式数 (株) | 2,685 | 2,685 |

【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 20 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日) |
|------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 892,867 |
| 前払金 | 3,300 |
| 前払費用 | 26,772 |
| 未収委託者報酬 | 11,831 |
| 未収運用受託報酬 | 117,499 |
| その他 | 342 |
| 流動資産計 | 1,052,613 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 10,044 |
| 減価償却累計額 | △4,528 |
| 建物(純額) | 5,516 |
| 器具備品 | 128,929 |
| 減価償却累計額 | △97,775 |
| 器具備品(純額) | 31,153 |
| 有形固定資産計 | 36,670 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 14,994 |
| ソフトウェア仮勘定 | 43,368 |
| 商標権 | 370 |
| 無形固定資産計 | 58,732 |
| 投資その他の資産 | |
| 保険積立金 | 1,643 |
| 長期差入保証金 | 42,811 |
| 投資者保護基金負担金 | 4,000 |
| 繰延税金資産 | 19,351 |
| 投資その他の資産計 | 67,806 |
| 固定資産計 | 163,209 |
| 資産合計 | 1,215,822 |

(単位：千円)

第 20 期中間会計期間

(2021 年 9 月 30 日)

| | |
|----------|-----------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 3,312 |
| 未払金 | 73 |
| 未払費用 | 47,300 |
| 未払消費税等 | 9,250 |
| 未払法人税等 | 29,228 |
| 賞与引当金 | 8,640 |
| 流動負債計 | 97,804 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 100,000 |
| 長期未払金 | 27,913 |
| 退職給付引当金 | 4,491 |
| 固定負債計 | 132,404 |
| 負債合計 | 230,209 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 212,800 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 50,000 |
| その他資本剰余金 | 373,250 |
| 資本剰余金計 | 423,250 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 14,652 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,173,545 |
| 利益剰余金計 | 1,188,197 |
| 自己株式 | △838,635 |
| 株主資本計 | 985,613 |
| 純資産合計 | 985,613 |
| 負債・純資産合計 | 1,215,822 |

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日) | |
|--------------|--|----------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 12,091 |
| 運用受託報酬 | | 333,665 |
| その他 | | 210 |
| 営業収益計 | | <u>345,966</u> |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 16,736 |
| 広告宣伝費 | | 7,584 |
| 調査費 | | 12,795 |
| 委託計算費 | | 24,074 |
| 営業雑経費 | | 3,770 |
| 営業費用計 | | <u>64,962</u> |
| 一般管理費 | ※1 | 230,617 |
| 営業利益 | | <u>50,387</u> |
| 営業外収益 | ※2 | 336 |
| 営業外費用 | ※3 | 3,121 |
| 経常利益 | | <u>47,602</u> |
| 税引前中間純利益 | | <u>47,602</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 25,970 |
| 法人税等調整額 | | △6,469 |
| 法人税等計 | | <u>19,501</u> |
| 中間純利益 | | <u>28,100</u> |

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------|---------|--------|--------------|-------------|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,145,445 | 1,160,097 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | | 28,100 | 28,100 |
| 当中間期変動額 合計 | — | — | — | — | — | 28,100 | 28,100 |
| 当中間期末残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,173,545 | 1,188,197 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---------------|-----------|---------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △ 838,635 | 957,512 | 957,512 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 中間純利益 | | 28,100 | 28,100 |
| 当中間期変動額 合計 | — | 28,100 | 28,100 |
| 当中間期末残高 | △ 838,635 | 985,613 | 985,613 |

【注記表】

(重要な会計方針)

| | |
|-----------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却の方法 | <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は5年～15年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> |
| 2. 引当金の計上基準 | <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | <p>「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。</p> <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。当中間会計期間の中間損益計算書に与える影響もありません。なお、収益認識会計基準第 89 - 3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(中間貸借対照表関係)

※ 消費税等の取扱い

仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| 項目 | 第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日) |
|-----------|---|
| | 千円 |
| 給与・手当 | 100,248 |
| 不動産賃貸料 | 34,694 |
| 賞与引当金繰入額 | 8,640 |
| 固定資産減価償却費 | 12,983 |
| 退職給付費用 | 2,358 |

※2. 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| 項目 | 第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日) |
|------|---|
| | 千円 |
| 為替差益 | 323 |

※3. 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| 項目 | 第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日) |
|------|---|
| | 千円 |
| 支払利息 | 3,121 |

(株主資本等変動計算書関係)

第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,004株 | — | — | 9,004株 |

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,319株 | — | — | 6,319株 |

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産および金融負債

第 20 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|----------|---------|----|
| 長期借入金 | 100,000 | 100,000 | — |
| 負債計 | 100,000 | 100,000 | — |

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

長期借入金は、変動金利であるため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 現金・預金及び未収運用受託報酬は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもののため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第 20 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

| | 営業収益 |
|---------------|---------|
| 委託者報酬 | 12,091 |
| 運用受託報酬 | 333,665 |
| （うち、成功報酬） | — |
| その他 | 210 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 345,966 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 345,966 |

(セグメント情報等)

第 20 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

| | 第 20 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日) |
|------------|-----------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 367,081 円 21 銭 |

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第 20 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日) |
|-------------------|---|
| 1 株当たり中間純利益 | 10,465 円 71 銭 |
| 中間純利益 (千円) | 28,100 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — |
| 普通株主に係る中間純利益 (千円) | 28,100 |
| 期中平均株式数 (株) | 2,685 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2021 年 12 月 30 日
作成基準日 2021 年 12 月 15 日
本店所在地 東京都千代田区神保町二丁目 1 1 番地
お問い合わせ先 コーポレート機能

独立監査人の監査報告書

2021年8月31日

HCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月15日

HCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅谷 圭子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。